

社会福祉法人 勝山幸寿会
指定介護老人福祉施設さつき苑
(従来型)運営規程

社会福祉法人 勝山幸寿会

(施設の目的)

- 第1条 社会福祉法人勝山幸寿会が老人福祉法に規定する老人福祉施設として設置経営する特別養護老人ホームさつき苑(以下「施設」という。)が行う指定介護老人福祉施設の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員・設備及び運営に関する事項を定めると共に、施設の介護支援専門員、生活相談員、介護職員及び看護職員等の職員が入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の援助、機能訓練、健康管理及び療養上の看護を行うことにより、要介護状態にある利用者に対し、適切な指定介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。
2. 施設は、厚生労働省が定める指定介護老人福祉施設の基準により、各種サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。
2. 施設は明るく家庭的な雰囲気を持ち、施設の職員は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。
3. 本事業の運営にあたっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、他の介護保険施設及び居宅サービス事業者、保健・医療・福祉サービスを提供する他の事業者とも密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
4. 施設において、看取りを希望する利用者にあつては、人格の尊厳を重んじ、本人又は家族の希望に従い看取りの介護に努める。
5. 施設は、厚生労働省が定める指定老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準に従って、運営するものとする。

(施設の名称等)

- 第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名称 特別養護老人ホームさつき苑
- (2) 所在地 福井県勝山市片瀬第15号22番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

- 第4条 施設は、厚生労働省が定める特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準及び介護保険法に規定する所定の職種の職員を配置するものとする。(但し、配置基準定数を下回らないものとする。)
2. 職種・員数及び職務の内容は次のとおりとする。なお、勤務形態は、A:常勤で専従 B:常勤で兼務 C:常勤以外で専従 D:常勤以外で兼務(以下A. B. C. Dとする)として、次のとおりとする。

- (1)施設長(管理者) 1名(B:1 名)
施設長は、利用者のサービス向上を図り、職員を指揮監督し施設全般の管理監督を一元的に行う。(ユニット型と兼務)
- (2)医師(非常勤) 1名(D:1 名) (ユニット型と兼務)
医師は健康管理及び療養上の指導を行う。
- (3)介護支援専門員 1名以上(B) (ユニット型と兼務)
介護支援専門員はアセスメントに基づき、利用者及び家族の希望に配慮し、介護サービス計画の作成に関する業務を行う。
- (4)生活相談員 1名以上(B) (ユニット型と兼務)
生活相談員は利用者・入所希望者及びその家族の生活相談、援助の企画、市町村やボランティアとの連携・指導その他、各種相談援助業務に従事する。
- (5)介護職員 18名以上
介護職員は、施設介護サービス計画に基づき居宅復帰を念頭において日常生活上の介護及び相談に応じ、快適に暮らせるような介護を行う。
- (6)看護職員 2 名以上
看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な処置に従事する。又、看護師の内、1名を看護責任者とし、24時間連絡体制のもと重度化対応を行う。
- (7)機能訓練指導員 1名以上(B・D) (ユニット型と兼務)
機能訓練指導員は、利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- (8)管理栄養士 1名(B:1 名) (ユニット型と兼務)
管理栄養士は利用者の食事等の献立を作成すると共に調理員の技術、知識の育成・指導及び利用者の栄養状態を適切にアセスメントし、その状態に応じて他職種との連携により、栄養ケア・マネジメントを行う。
- (9)事務員 2名(B:2名) (ユニット型と兼務)
事務員は総務、庶務、会計事務に関する業務を行う。
- (10)調理員 業務委託 (ユニット型と兼務)
調理員は、栄養士の作成した献立表により調理業務及び配膳等を行う。

(入所の定員)

第5条 施設の入所定員は、50名とする。又、入院時等の空きベッドを利用して、短期入所生活介護事業(介護予防短期入所生活介護事業)を実施することとする。

(入所手続き等)

第6条 施設の、入所に関する手続きは、次の各号に定める手続きをもって行う。

- (1)入所申込書の提出
- (2)施設は、入所申込者の利用資格を確認し、原則として毎月1回入所判定委員会を招集する。
- (3)入所判定委員会は、「福井県特別養護老人ホーム入所指針」を尊重して入所の可否及び順位を判断して、入所申込者またはその家族に通知する。

(4)施設は、施設サービスの提供の開始に際しあらかじめ、入所申込者またはその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入所申込者の同意を得る。

(5)施設所定の契約書によって利用契約を締結する。

(入退所)

第7条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、居宅における生活が困難であると認められる者を対象にサービスの提供を行う。

2. 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒んではならない。
3. 施設は、入所申込者の入所に際し、その者の心身の状況、病状等の把握に努める。
4. 施設は、災害やその他やむを得ない事情がある以外は、入所定員及び居室定員を越えて入所させてはならない。
5. 施設は、入所申込者が入院加療を要する者又は継続的な医療が必要な者等自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた時に、速やかに医療機関を紹介する等の適切な処置を講じる。
6. 施設は、利用者の心身の状況に照らし、要介護認定の結果等を踏まえ、その者が居宅において日常生活を営むことが可能かどうかについて検討する。その検討に当たっては介護支援専門員、生活相談員、介護及び看護職員等で協議する。
7. 施設は、利用者の心身の状況及び環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができるかと認められる者に対し、利用者及び家族の意向、退所後の生活環境等を踏まえた上で退所に必要な援助を行う。
8. 施設は、利用者の退所に際し、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供、保健・医療・福祉サービスを提供する他の事業者との密接な連携に努める。
9. 施設は、施設サービスの提供を求められた場合に、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確認する。
10. 施設は、施設サービスの提供を求められた場合に、その者の提示する被保険者証に認定審査会の意見の記載がある時は、その趣旨及び内容に沿ってサービス提供を行う。

(要介護認定の援助)

第8条 施設は、サービスの提供の開始に際し、入所申込者について要介護認定の申請を確認し、未申請の場合は入所申込者の意志を踏まえて速やかに申請が行われるよう援助する。

2. 施設は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも有効期間が終了する1ヶ月前にはなされるよう、利用者に対し援助する。

(利用料及びその他費用)

第9条 施設が介護老人福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とし、当該介護老人福祉施設サービスが法定代理

受領サービスであるときは、介護報酬の告示により計算した介護老人福祉施設サービスの 1 割または2割(介護保険法の定めにより保険給付が9割または8割でない場合には、それに応じた割合)とする。

2. 前項のほか、次の各号に掲げる費用を徴収する。

(1) 居住費

① 個室(従来型個室)[室料・光熱水費] 1,300円(1日当たり)

② 2～4人部屋(多床室)[室料・光熱水費] 900円(1日当たり)

ただし、居住費負担限度額認定者は、その負担限度額とする。

(2) 食費[食材料費・調理費用] 1,800円(1日当たり)

ただし、食費負担限度額認定者は、その負担限度額とする。

(3) 理美容代、調髪 2,300円

(4) 健康管理費、予防接種費用 実費

(5) 利用者の希望によって、クラブ活動や行事に個人的に必要なものを施設が提供した材料費等の費用 実費

(6) 利用者の預り金管理料 1人 1ヶ月 2,500円

ただし、年金等にかかる行政手続き代行、預金通帳、証書、印鑑の管理、金銭の出納事務、本人及び家族への定期的報告等の事務を含む。

3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し、事前に事業内容や費用を文書で説明した上で、その支払いに同意する旨の文書に記名押印を受ける。

4. 新たな費用が発生した場合などは、その額を基礎として、第2項の費用の内容および金額を変更することがある。

5. 前項の変更を行う場合は、変更の1ヶ月前までに、利用者又は、その家族に対し変更内容について文書により説明した上で、変更に同意する旨の文書に記名押印を受けるものとする。

6. 前項の費用の支払いは、利用者又はその家族の責により、現金又は入所者の金融機関口座から自動引き落としにより、指定期日までに受けるものとする。

(施設サービス計画の作成)

第 10 条 施設長(管理者)は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

2. 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たり、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて問題点を明らかにし、自立した日常生活を営むことができるように、支援する上で解決すべき課題を把握する。

3. 介護支援専門員は、利用者や家族の希望、解決すべき課題に基づき、サービス提供に当たる他の職員と協議の上、サービスの目標及び達成時期、サービス内容、留意事項等を盛り込んだ施設サービス計画の原案を作成する。

4. 介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、利用者に対し説明及び同意を得た上で決定し、施設サービスを実施する。

5. 介護支援専門員は、施設サービス計画作成後も、サービス提供に当たる他の職員と連絡を継続的に行い、実施状況の把握を行うとともに必要に応じて計画変更を行う。

6. 管理栄養士は、前2～4項に準じた手続きを経て、栄養ケア・マネジメントを行う。

(サービスの取り扱い方針)

第 11 条 利用者の心身の状況等に応じて、適切なサービスの提供を行う。

2. サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
3. 職員は、サービスの提供に当たって利用者又はその家族に対して、必要事項をわかりやすく説明する。
4. サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(人権の擁護および虐待防止のための措置)

第 12 条 施設は、利用者の人権の擁護および虐待の防止等のため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 職員に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
2. 職員は、事業所内および利用者の居宅その他の場所において、当事業所の職員または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者のこと)その他の者により、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報する。

(身体拘束の廃止)

第 13 条 施設は、利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動の制限をしない。

2. 施設は、施設長や医師等で構成する「身体拘束廃止委員会」において、前項の緊急やむを得ない場合(切迫性、非代替性、一時性の要件を満たす場合)に該当するかどうか十分検討する。
3. 施設は、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合でも、常に観察、再検討し、緊急やむを得ない場合の要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。
4. 施設は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を、利用者やその家族にできる限り詳細に説明する。
5. 施設は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

(介護)

第 14 条 利用者の心身の状況を把握し、十分な配慮の下で入浴を提供する。

2. 心身の状況に応じて、適切な方法により排せつの自立について必要な援助を行う。
3. おむつを使用せざるを得ない利用者について、おむつを適切に交換する。
4. 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
5. 常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。

(褥瘡対策等)

第 15 条 施設は、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(食事の提供)

第 16 条 食事の提供は、栄養、利用者の身体状況、嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。又、利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう努める。

2. 食事の時間は、おおむね以下の通りとする。

(1) 朝食 午前7時30分～

(2) 昼食 午後12時～

(3) 夕食 午後 6時～

(機能訓練)

第 17 条 利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又その減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第 18 条 施設の医師又は看護職員は、必要に応じて健康保持のための適切な措置を取る。

(相談及び援助)

第 19 条 利用者又はその家族に対してその相談に適切に応じるとともに、必要な助言、その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与等)

第 20 条 教養娯楽設備等を備える他、適宜利用者のためにレクレーションの機会を設ける。

2. 利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行する。

3. 常に利用者の家族との連携を図り、利用者と家族の交流等の機会を確保する。

(利用者の入院期間中の取扱い)

第 21 条 利用者が医療機関に入院する必要が生じた場合で3ヶ月以内の退院が明きらかに見込まれる場合には、本人及び家族の希望等を勘案して、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入所できるようにする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 22 条 利用者は、居室及び共用施設、敷地を施設の規定及び指示に従って利用するものとする。

(1) 利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められ場合には、事業者及び施設職員が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとする。但し、その場合、事業者及び施設職員は、利用者のプライ

バシー等の保護について、十分な配慮を行う。

- (2) 利用者が、利用者の責に帰すべき事由によって施設の施設・設備について、滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、利用者または契約者の費用により原状に帰するか、または、原状回復に必要な代価を支払うものとする。
- (3) 施設が提供する居室については、利用者又は契約者等の希望を斟酌するが、施設側で利用者の心身の状態を鑑み選定することを原則とする。
- (4) 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。
 - ・宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと
 - ・けんか、口論、泥酔等で他の利用者等に迷惑を及ぼすこと
 - ・施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること
 - ・指定した場所以外で火気を用いること
 - ・故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと

(勤務体制の確保)

第23条 施設は、利用者に対し、適切な施設サービスその他のサービスを提供するため、職員等の勤務体制を定め、サービスの提供は当該職員によって行う。

2. 施設は、職員の資質向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- (1) 研修時研修 採用後2ヶ月以内
- (2) 職種別研修 随時

(非常時災害対策)

第24条 施設は、非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。

2. 施設内で火災及び地震、土砂災害および原子力災害等の災害が発生した場合は、職員は利用者の避難誘導を行い、さらに、火災の場合は職員による初期消火に努めることとする。
3. 施設長は、災害に対する対処法、避難経路及び協力機関との連携を確認し、年2回は避難訓練その他必要な訓練を行う。さらに、火災発生時は避難その他の指揮をする。

(緊急時の対応)

第25条 事業所内においてサービスを提供している際に、利用者の心身に異変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに利用者のかかりつけ医等に連絡し、適切な措置を講じる。

(衛生管理等)

第26条 施設は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じると共に、医薬品、医療用具の管理を適正に行う。感染症については、医療機関との連携を密にして、その予防と早期発見に努める。

2. 施設は、感染症または食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げ

る措置を講じる。

- (1) 施設は、感染対策委員会を1月に1回程度、定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を行う。
- (2) 施設は、感染症または食中毒の予防およびまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、介護職員その他の職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための研修を定期的を実施する。
- (4) 前3号に定めるもののほか、施設は、別に厚生労働大臣が定める感染症または食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応をとる。

(協力病院)

第 27 条 施設は、入院治療を必要とする利用者のために、次のとおり協力医療機関を定める。

(名称)	医療法人 芳泉会 芳野医院
(所在地)	福井県勝山市長山町1丁目3-1

2. 施設は、次のとおり協力歯科医療機関を定める。

(名 称)	ナカミチ歯科
(所在地)	福井県勝山市郡町1丁目1-18

(個人情報の保護)

第 28 条 施設は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

2. 施設が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(秘密の保持)

第 29 条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2. 施設の職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

(利益供与等の禁止)

第 30 条 施設及び職員は、居宅介護支援を行う事業者又はその職員に対し、当該施設を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

2. 施設及び職員は、居宅介護支援を行う事業者又はその職員から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。
3. 施設及び職員は、利用者及びその家族又は、申し込み利用者等から、金品やその他の利益を収受してはならない。

(苦情の処理)

第 31 条 施設は、提供した介護老人福祉施設サービスに関する利用者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2. 施設は、提供した介護老人福祉施設サービスに関し、法第 23 条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
3. 施設は、市町村からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市町村に報告する。
4. 施設は、提供した介護老人福祉施設サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法 176 条第1項第2号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
5. 施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。

(事故発生の防止および発生時の対応)

第 30 条 施設は、事故の発生またはその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

- (1) 事故が発生した場合の対応および次号に規定する報告の方法等を記載した事故発生防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合またはそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故発生の防止のための委員会および職員に対する研修を定期的に行う。
2. 施設は、入所者に対する介護老人福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村等、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
3. 施設は、前項の事故の状況および事故に際して採った処置について記録する。
4. 施設は、入所者に対する介護老人福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
5. 施設は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(記録の整備)

第 31 条 施設は、従業者、設備、及び会計に関する諸記録を整備する。

2. 利用者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(その他の運営に関する事項)

第 32 条 施設は、見やすい場所に運営内容、勤務体制、利用料その他サービス内容及び協力病院に関する事項を掲示しておく。

2. 施設は、地域住民やその自発的な活動等との連携・協力を行うなど地域との交流に

努める。

3. 施設は、本事業との会計と、その他の事業の会計を区分する。
4. この規程に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は、当法人の理事長と施設長が協議して定める。

文書改訂履歴

区分	規程	文書 NO	規程-B-001
文書名	社会福祉法人 勝山幸寿会指定介護老人福祉施設さつき苑(従来型) 運営規程		

版数	改訂日	目的	改定内容	担当
1	H12.4.1			伊藤
2	H12.5.1			伊藤
3	H16.11.15			伊藤
4	H17.10.1			伊藤
5	H18.4.1			伊藤
6	H25.4.1			伊藤
7	H26.4.1			伊藤
8	H27.1.1			伊藤
9	H27.8.1			伊藤
10	R1.11.1			伊藤
11	R3.8.1	・文書管理様式変更	版数管理表示	松浦
		・食費改定	P5 1,470 円→1,500 円	
12	R5.4.1	・緊急時の対応追加	P8 第 25 条	松浦
		・食費改定	P5 1,500 円→1,650 円	
		・居住費改定 個室(従来型個室)	P5 900 円→1,000 円	
		・居住費改定 2～4人部屋(多床室)	P5 1,300 円→1,500 円	
13	R8.4.1	食費改定	P5 1,650 円→1,800 円	松浦